

5 第 65 条の 6 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係

【改正の概要】

令和 2 年度の税制改正において、法人及び完全支配関係法人の資産の譲渡につき、その法人及び完全支配関係法人が資産の譲渡に係る特別控除制度により損金算入する金額の合計額は、完全支配関係があるグループ全体で5,000万円を限度とすることとされた（措法65の6）。

この改正は、原則として、法人の令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用される。